

## 保護者の権利と手続き上の保護措置

支払い能力または保護者の費用負担に関する決定に同意できない場合、保護者は、早期介入に関する保護者の権利パンフレットに概説されているすべての権利を有します。

これには、Ohio Department of Children and Youth に書面で苦情を申し立てる権利、または調停人や聴聞官を利用して問題を解決する権利が含まれます。

また、支払い能力または保護者負担の通知を受け取ってから 30 日以内に、EI サービス・コーディネーターに支援を求めるか、以下に宛てて書面にて審査請求を提出することで、非公式の審査を請求することもできます。

Ohio Early Intervention,  
Ohio Department of Children and Youth  
P.O. Box 183204  
Columbus, Ohio 43218

その際には、支払い能力または費用負担の決定が誤っていると考える理由と、解決策として提案する内容を明記してください。同部署は、審査請求書を受け取ってから 20 暦日以内に、決定書を発行します。



Department of  
Children & Youth

Help Me Grow Early Intervention

## 支払いシステム



障害者教育法 (Disabilities Education Act (IDEA)) は、保護者が料金を払うことなく早期介入 (Early Intervention (EI)) の活動およびサービスを提供することを義務付けています。子供の発見、評価と査定、個別家族支援計画 (Individualized Family Service Plan (IFSP)) の作成、手続き上の保護措置、およびサービスの調整は公的資金で賄われ、保護者に無償で提供されます。

追加の EI サービス<sup>1</sup> の必要性は、IFSP チームのプロセスを通じて決定されます。これらの追加 EI サービスは、IFSP 年度<sup>3</sup> ごとに、対象となる子供1人あたり 100 単位<sup>2</sup> 分、保護者に無償で提供されます。これらのサービスは、保護者の同意があれば、地元、州、連邦の公的資金を組み合わせ（保護者と子の保険も含まれます）賄われます。

最初の IFSP ミーティングの前に、EI サービス・コーディネーターが Ohio 州の支払制度規則 ([ohioearlyintervention.org/federal-and-state-regulations](https://ohioearlyintervention.org/federal-and-state-regulations)) を説明し、IFSP 年度において公的資金による 100 単位を超える必要な EI サービスに対して、保護者が金銭的責任を持つかどうかを保護者と一緒に決定します。

EI サービスについて、以下のいずれかが該当する場合、保護者の金銭的責任は一切生じません。

- 保護者または子供が WIC または Ohio 州 Medicaid に加入している場合。
- 無保険の子供について家族所得が [Ohio Healthy Start](#)<sup>4</sup> の資格以下である場合。
- 保護者の世帯において IFSP 年度中に特別な医療費が発生した場合。

EI サービス・コーディネーターがこれらのカテゴリーについて説明します。保護者がこれらの財務的資格を満たさない場合、または財務的情報を共有しないことを選択した場合、その保護者は、追加 EI サービスの対価のうち IFSP 年度において 100 単位を超える部分のみを支払うことになります。EI サービス・コーディネーターは、EI の費用を賄う仕組みと、IFSP を作成する際の選択肢についてお知らせします。

保護者は、お子様の IFSP チームの一員として、IFSP の成果を達成するためにどのようなサービスがどのくらい必要かを決めるのに手を貸していただきます。EI サービス・コーディネーターは、IFSP が作成または変更される際に、保護者と連携して、必要なサービスと資金を調整します。

1 その他の早期介入サービスには、聴覚療法、支援技術機器およびサービス、特別指導、作業療法、理学療法、言語療法、その他 IFSP の結果を満たすために必要なものが含まれます。  
2 1 単位は、1 時間のサービスまたは支援技術機器の費用 100 ドルに相当します。IFSP チームの判断により、部分的な回数または金額を 1 単位とすることができます。  
3 IFSP 年度とは、初回 IFSP または年次 IFSP が署名された日に始まり、次回の年次 IFSP の署名日の前日に終わる年を意味します。  
4 Ohio Healthy Start に関する詳細は、<https://ohioearlyintervention.org/system-of-payments> を参照してください。



Mike DeWine  
Ohio州知事

Kara B. Wente  
子供・青少年局ディレクター  
(Rev. 07/2024)

この機関は機会均等の提供者であり、雇用主です。

# 早期介入サービスに対する支払い

担当の早期介入 (Early Intervention (EI)) サービス・コーディネーターは、Ohio 州の支払いシステム規則 ([ohioearlyintervention.org/federal-and-state-regulations](http://ohioearlyintervention.org/federal-and-state-regulations)) について説明し、要求に応じてコピーを提供します。この規則には、EI サービスの支払いに関する選択肢と、サービスの代金請求前に必要な保護者の同意について概要説明があります。

担当の EI サービス・コーディネーターは、どのサービスがお子様無料で利用できるか、そしてどのサービスが費用がかかる可能性があるか検討します。また、EI サービスの支払いに民間保険または公的保険が適用される前に、保護者の同意が必要であること、また資格や支払いの決定に対して不服を申し立てる権利があることを説明します。

## 民間保険の利用

民間保険は、多くの場合、雇用者、労働組合、その他の団体を通じて提供されますが、これは、Medicaid や Medicare のような州や連邦政府のプログラムに属さない保険です。

EI サービスの支払いに民間保険を使うには、保護者の同意が必要です。担当の EI サービス・コーディネーターは、EI サービスの支払いに民間保険を利用した場合に発生する可能性のある費用について説明します。これには、長期的な費用が発生する可能性や、年間または生涯の補償上限額を超えた場合に給付が受けられなくなる可能性があることも含まれます。

同意をした場合、自身の保険料は引き続き自分で支払うこととなりますが、EI サービスの最初の 100 単位については、自己負担額や免責金額を支払う必要はありません。

民間の保険に加入しており、EI サービスに対する財務的責任がないと判断された場合、自己負担額や免責金額を支払う必要はありません。

EI サービス・コーディネーターは、IFSP に記載されている EI サービスの量、期間または範囲が増えるたびに、再度同意を求めます。

## 公的保険の利用

Medicaid は公的な保険制度です。個人が Medicaid に加入している場合、EI サービスに対する費用や保険料、自己負担金、免責金額は発生しません。

Medicaid を利用すれば、通常の Medicaid 給付や負担免除サービスの登録が打ち切られるリスクはなく、利用可能な生涯保障やその他の保険給付が減少するリスクもありません。

EI サービスコーディネーターは、代金請求の目的で、Ohio 州 Medicaid 局とお子様の名前と Medicaid 番号を共有することに同意を求めます。保護者が同意した場合でも、その同意を撤回することができます。

## 公的保険と民間保険

公的保険と民間保険の両方に加入している場合は、EI サービスに関する財務的負担はありません。

EI サービス・コーディネーターは、EI サービスに対する代金請求を行う際、保護者の公的保険または民間保険を利用する前に同意を求めらるることになっています。

## 保護者に対する保護措置

以下が無いことを理由として、資格のある子供に対して EI サービスの提供を遅らせたり拒否することはできません。

- EI サービスの支払いに子供または保護者の民間保険を使用することに対する保護者の同意。
- 子供または保護者が公的保険制度に加入していること。
- 子供を個人として特定できる情報を公的保険制度と共有することに対する保護者の同意。

EI 制度は、EI サービスを受ける条件として、子供や保護者に公的保険制度への加入を義務付けることはできませんが、そうした制度の加入手続きに関する情報を共有する必要があります。EI 制度は、子供または保護者がまだ公的保険制度に加入していない場合に子供または保護者を公的保険制度に加入させたり、子供または保護者の公的保険を EI サービスの支払いに使ったりしてはなりません。

子供や保護者の公的保険を EI サービスの支払いに使う場合、EI システムについて、以下のとおりとなっています。

- 代金請求の目的で公的保険制度に対して子供を個人として特定できる情報を開示する場合、最初に一度だけ保護者の同意を得ること。
- 保護者が同意した IFSP の EI サービスを利用できるようにすること。

保護者に支払能力がないと判断された場合、IFSP 年度において 100 単位を超える EI サービスを含め、IFSP で必要とされたすべての EI サービスが、子供および家族が代金を支払うことなく提供されます。

支払い能力のある保護者は、民間保険の自己負担額および免責額を含め、IFSP の成果を達成するために必要な 100 単位を超える EI サービスの費用を支払う責任を負います。ただし、無償で提供される EI サービスの費用は除きます。

保護者は、EI サービスの実費を超える金額を請求されることはないものとします。その際には、そのサービスの対価として他から受け取った金額を考慮します。

民間保険や公的保険に加入している子供や保護者が、公的保険や民間保険に加入していない子供や保護者よりも、不釣り合いに高い料金を請求されないものとします。

EI サービスの支払いができない保護者を持つ、資格のある子供に対して、EI サービスを遅らせたり、拒否してはならないものとします。